

安元年の下學集には、癩老而成河童者也。と見たれば、小坊主に化して怪をなす事もありぬべし。萬葉集二卷に、於會能風流士をおそのたはれをと訓じ、おそは癩なりと註せしは非なり。十訓抄には、おそはそらごとなりとあり。

○筥庫跡

此の庫倉は、的場の圍内にあり。元祿三年金澤火災記に、小幡宮内近所射場稽古所並筥倉延焼のよし記載す。三州志來因概覽附録に、筥庫は其の起源瑞龍、微妙二公の頃なるかといへり。平次按ずるに、油酒屋傳記に、元祖林三郎右衛門なる者石川郡矢作村へ移住するに、矢作村は往古以來矢をはぐ者多く居けるにより、此の業を學び、慶長年中金澤へ出で、疊屋橋の邊に居住し、矢矧の事を所業とす。故に此の地を筥倉と呼べり。是筥倉の創業なりとあり。右の傳記に據れば、彼の三郎右衛門より初りたる如く聞ゆれども、矢筥の用向に依りて筥倉の地に居たるならんか。此の傳説にて見れば、慶長の頃既に筥倉を此の地に建て置かれし事知られけり。筥は和名抄に、唐韻云。筥音昆、和名

乃、箭竹名也。とあり。改作所舊記に載せたる寛文六年六月舊藩算用場の達書等如左見たり。

筥作たちは射手衆可被遣旨被仰出付而、筥作有之在々知不申候間、帳面に記爲出可申由、御射手頭より申來候條、御林之藪わけを立御書上させ可有候。少有之分、少と書記尤に候。御急に候間御由斷有間敷候。以上。

午六月廿四日

御算用場

林 十左衛門殿

橋本治部左衛門殿

御矢筥たちに御射手被遣候間、手づかへ無之様御申談可有之候。

一、御本之筥御奉行より十村共請取、与々筥有之村々に遣、筥竹きらせ、御奉行居被申所に持參、切手を取立、追而各迄出候様御申付可有之、重て日用銀等可被下候事。一、筥竹之かきに、人足又はあみ苧など入り可申候間、賣上代銀請取候様に御申付可有之。人足之儀は日用無之處は郡夫御出し、日用銀御渡可有之。不及申入候得共、百姓日數をかゝり、費不申様に御申付尤に候。以上。

七月十八日

御算用場

林 十左衛門殿

橋本治部左衛門殿

右之通御算用場より申來候條、紙面之通得其意、御奉行青木彌八、和田十郎右衛門指圖次第、手間無之様に可仕候。御本之筥、今日和田十郎右衛門方に取に可參候。筥竹寄申所々目録、別紙に遺候。以上。

橋本治部左衛門

林 十左衛門

石川郡能美郡筥竹寄申所之覺

泉野に可寄

淵上村 三郎兵衛

押野村 太兵衛

野々市村 吉兵衛

田井村 喜兵衛

福富村 間兵衛

村井村 與三兵衛

松任町方並地方

鶴來に可寄

熱野村 少兵衛

右之通、村々より筥竹持參仕、御奉行に可相渡候。此寄所之内、与により近き方有之候はゞ、勝手次第爲出候様御申付可有之候。以上。

七月十八日

御算用場

林 十左衛門殿

橋本治部左衛門殿

津田鳳卿の梧崗文稿に云ふ。箇籥叢。散在石川郡中者凡三十七所。其大者泉村御林五十六步。三口新村宮林四十五步。石立村四十九步。本吉三十步許。其餘如此行緣道三浦・相河・徳光・西泉・諸村。葦爾小叢固不足言。惟越中三郡箇籥叢合二百十九所。大數倍石川郡。然每年遣中射士。斬採數